ひょうご住まいの耐震化促進事業

「簡易耐震診断」を受けると、診断項目ごとに点数として数値化され、その点数を掛け合わせたものが「総合評点」として示されます。

その結果、「危険（総合評点0.7未満）」「やや危険（総合評点0.7以上1.0未満）」と判定された場合は、倒壊のおそれがありますので、耐震補強工事に対する補助が受けられます。

いつ起きるかわからない大きな地震から家族の命を守る備えとして、住宅補強や建替えをご検討ください。

※　各補助メニューの詳細は、名称部分をクリック

|  |  |
| --- | --- |
| 補助メニュー | 概要 |
| ・住宅建替工事費補助 | 耐震性の低い住宅を除却して、同一敷地内で耐震性の高い住宅へ建て替える工事にかかる費用に対する補助金補助額：１００万円（最大） |
| ・屋根軽量化工事費補助 | 簡易耐震診断の結果、「やや危険」と判定された住宅で、軽量屋根材へ葺き替える工事にかかる費用に対する補助金補助額：５０万円（定額） |
| ・シェルター型工事費補助 | 住宅が倒壊しても一定の空間を確保できる耐震シェルターの設置工事にかかる費用に対する補助金補助額：５０万円（最大） |
| ・防災ベッド等設置補助 | 住宅の１階部分に、住宅の倒壊から身を守る防災ベッド等を設置する費用に対する補助金補助額：１０万円（定額） |
| ・簡易耐震改修工事費補助 | 簡易耐震診断の結果「危険」と判定された住宅で、少なくとも「やや危険」レベル以上の耐震性を確保するための簡易的な改修工事・設計にかかる費用に対する補助金補助額：５０万円（最大） |
| ・耐震改修計画策定費補助 | 耐震改修の計画策定にかかる費用に対する補助補助額：２０万円（最大） |
| ・住宅耐震改修工事費補助 | 耐震改修工事にかかる費用に対する補助補助額：１３０万円（最大） |
| ・パッケージ型工事費補助 | 「耐震改修計画策定費補助」と「住宅耐震改修工事費補助」を一度にまとめて受けられる補助メニュー※兵庫県の登録を受けた事業者グループと契約する場合に限ります |
| ・補助金代理受領制度 | 町から申請者に交付される各耐震化補助金（「パッケージ型工事費補助」を除く）を、施工業者が代理で受領する制度 |

住宅建替工事費補助事業（ひょうご住まいの耐震化促進事業）

　「簡易耐震診断」の結果、「危険（総合評点0.7未満）」「やや危険（総合評点0.7以上1.0未満）」と判定された耐震性の低い住宅を除却して、同一敷地内で耐震性の高い住宅に建て替える工事費の一部を助成します。

　■補助対象者

　　以下の要件をすべて満たす必要があります。

　　　・所得が12,000,000円（給与収入のみのときは、給与収入が13,950,000円）以下であること

　　　・町税の滞納がないこと

　　　・除却する住宅の所有者または2親等以内の親族であること

・新たに建て替える住宅を所有し、居住すること

　　　・「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」に加入しているまたは加入見込みであること

　■補助対象住宅

　　以下の要件をすべて満たす必要があります。

・除却する住宅が違法建築物でないもの

・除却する住宅が昭和56年5月31日以前着工であるもの

・除却する住宅が簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と判定されたもの

・除却する住宅と同一敷地内において建て替えするもの

・新たに建築する住宅が土砂災害警戒区域内でないもの

・新たに建築する住宅が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第２号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているもの

　■補助対象額

　　　補助対象経費の4/5、ただし上限100万円

　■その他留意事項

　　　・**交付決定通知前の契約は補助対象外となります。**

　　　・交付決定通知後に事業内容等の変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

　　　・単一年度内（翌年3月31日まで）に交付金受領までの全ての手続きを完了させる必要があります。

屋根軽量化工事補助事業（ひょうご住まいの耐震化促進事業）

　簡易耐震診断の結果、「やや危険（総合評点0.7以上1.0未満）」と判定された住宅について、瓦屋根などの「非常に重い屋根」から、より軽量な屋根へ葺き替える工事の費用を助成します。

　家屋の倒壊対策だけでなく、瓦の落下などの二次被害を防ぐ効果も見込めます。

　■補助対象要件

　　以下の要件をすべて満たす必要があります。

・申請者の所得が12,000,000円（給与収入のみのときは、給与収入が13,950,000円）以下であること

・申請者の町税の滞納がないこと

・簡易耐震診断の結果「やや危険」と判定されたもの

・木造戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。）であるもの

・「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」に加入しているまたは加入見込みであること

・「兵庫県住宅改修業者登録制度」の登録を受けた事業者による施工であること

　■補助額

　　　定額50万円

　■その他留意事項

　　　・**交付決定通知前の契約は補助対象外となります。**

　　　・交付決定通知後に事業内容等の変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

　　　・単一年度内（翌年3月31日まで）に交付金受領までの全ての手続きを完了させる必要があります。

シェルター型工事補助事業（ひょうご住まいの耐震化促進事業）

　家屋が倒壊しても一定の空間を確保可能な耐震シェルターの設置にかかる工事費用を補助します。

　■補助対象要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

・所得が12,000,000円（給与収入のみのときは、給与収入が13,950,000円）以下であること

・町税の滞納がないこと

・簡易耐震診断の結果「危険」「やや危険」と判定されたもの

・戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。）であるもの

・「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」に加入しているまたは加入見込みであること

・下記耐震シェルター一覧から選択、または町長が認める工法のうち、県の基準を満たしたものによる工事であること

　■補助額

　　　定額10万円（工事費用が10万円以上50万円未満の場合）または50万円（工事費用が50万円以上の場合）

　■補助対象となる耐震シェルターの一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| №  | 名称  | 会社名  |
| １  | 耐震ＴＢシェルター「鋼耐震」 https://tobubousai.co.jp/taishin\_shelter/koutaishin/ | 株式会社東武防災建設 東武防災株式会社  |
| ２  | レスキュールーム https://shelter-rescueroom.com/item.html | 有限会社ヤマニヤマショウ  |
| ３  | シェル太くん工法https://www.yamahisa.co.jp/shelta/ | 株式会社ヤマヒサ  |
| ４  | シェルキューブhttp://www.delis-archi.co.jp/shell-cube/shellcube.html | 株式会デリス建築研究所  |
| ５  | 地震シェルター「不動震」 https://tobubousai.co.jp/taishin\_shelter/fudoushin/ | 株式会社東武防災建設  |
| ６  | セフティールーム http://www.hybridhouse.co.jp/safety.html | ハイブリッドハウス販売株式会社  |
| ７  | シェルＢＯＸ https://www.nasluck.co.jp/products/structure/shellbox/ | ナスラック株式会社  |
| ８  | Ｊ．Ｐｏｄ耐震シェルター http://www.jpod-eng.com/99\_blank001020.html | Ｊ．Ｐｏｄ＆耐震工法協会  |
| ９  | 木質耐震シェルター https://www.ichijo.co.jp/news/shelter/ | 株式会社一条工務店  |
| 10  | 木造軸組耐震シェルター「剛健」https://taishin-shelter.co.jp/  | 有限会社宮田鉄工  |
| 11  | 耐震健康シェルター「命守」 https://www.aohiba.net/memo/1961 | 株式会社青ヒバの会ネットワーク  |
| 12  | 「ウッド・ラック」ルームシェルターひのき庵 https://www.shinkosangyo-as.com/woodluck/ | 新光産業株式会社  |
| 13  | パネル式耐震シェルター https://ecoms.sus.co.jp/products/shelter/ | ＳＵＳ株式会社  |
| 14  | シェルキューブＲhttp://www.delis-archi.co.jp/shell-cube/shell-cube-r.html  | 株式会社デリス建築研究所  |

※　各耐震シェルターについての詳細は、リンク先のホームページをご覧ください。

　■その他留意事項

　　　・**交付決定通知前の契約は補助対象外となります。**

　　　・交付決定通知後に事業内容等の変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

　　　・単一年度内（翌年3月31日まで）に交付金受領までの全ての手続きを完了させる必要があります。

防災ベッド等設置補助（ひょうご住まいの耐震化促進事業）

地震の倒壊から身を守る防災ベッド本体の設置や、設置のための床の補強工事などにかかる費用に対して補助します。

　■補助対象要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

・簡易耐震診断の結果「危険」「やや危険」と判定されたもの

・木造戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。）で、１階部分に設置するもの

・「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」に加入しているまたは加入見込みであること

・下記防災ベッド一覧から選択、または町長が認める工法のうち、県の基準を満たしたものによる工事であること

　■補助額

　　　定額10万円

　■補助対象となる耐震ベッドの一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| №  | 名称  | 会社名  |
| １  | ウッド・ラック（ＷＯＯＤ－ＬＵＣＫ） https://www.shinkosangyo-as.com/woodluck/ | 新光産業株式会社  |
| ２  | 防災ベッドＢＢー002 https://www.ns-kougyo.co.jp/\_pdf/bosai-bed.pdf | 株式会社ニッケン鋼業  |
| ３  | 介護ベッド用防災フレーム https://www.ns-kougyo.co.jp//\_pdf/bosai-frame.pdf | 株式会社ニッケン鋼業  |
| ４  | 安心防災ベッド枠Ａhttps://fj-i.co.jp/sinhp/bousai/bousaikantyou.htm | フジワラ産業株式会社  |
| ５  | 安心防災ベッド枠Ｂhttps://fj-i.co.jp/sinhp/bousai/bousaikantyou.htm | フジワラ産業株式会社  |
| ６  | 耐圧ベッドルーム型シェルターhttp://www.bbk-nip.jp/bed/bed.html | 株式会社エヌ・アイ・ピー  |
| ７  | 耐震シェルター耐震和空間https://www.ns-kougyo.co.jp/\_pdf/taishinwa.pdf | 株式会社ニッケン鋼業  |
| ８  | つみっくベッドシェルターhttps://www.tsumic.com/ | ＮＰＯ法人つみっ庫くらぶ  |
| ９  | 減災寝室 https://www.senkoweb.com/ | 有限会社扇光  |
| 10  | シェルターユニットバス（ＵＢ） https://j-kenchiku.co.jp/j-media/patent/ | Ｊ建築システム株式会社  |
| 11  | 耐震小型シェルター「構－ｋａｍａｅ－」テーブルタイプ https://bousai-ansin.com/product/diningtable/ | 株式会社安信  |

■その他留意事項

　　　・**交付決定通知前の契約は補助対象外となります。**

　　　・交付決定通知後に事業内容等の変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

　　　・単一年度内（翌年3月31日まで）に交付金受領までの全ての手続きを完了させる必要があります。

簡易耐震改修工事費補助（ひょうご住まいの耐震化促進事業）

簡易耐震診断で「危険（総合評点0.7未満）」と判定された住宅を、少なくとも「やや危険（0.7以上1.0未満）」以上の耐震性を確保するために、簡易的な耐震工事にかかる費用の一部を助成します。

　■補助対象要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

・補助対象の住宅が違法建築物でない

・補助対象の住宅が昭和56年5月31日以前着工である

・簡易耐震診断の結果、「危険」と判定されたもの、または一般財団法人日本建築防災協会の定めた一般診断法もしくは精密診断法により、耐震基準に満たないと判定されたもの

・戸建住宅（店舗併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。）であるもの

・「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」に加入しているまたは加入見込みであること

・「兵庫県住宅改修業者登録制度」の登録を受けた事業者による施工であること

　■補助額

　　補助対象経費の4/5、ただし上限50万円

　■その他留意事項

　　　・**交付決定通知前の契約は補助対象外となります。**

　　　・交付決定通知後に事業内容等の変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

　　　・単一年度内（翌年3月31日まで）に交付金受領までの全ての手続きを完了させる必要があります。

耐震改修計画策定費補助（ひょうご住まいの耐震化促進事業）

耐震性が低いと判定された住宅で、耐震改修計画の策定や、策定のためのより精密な耐震診断にかかる費用などに対して助成します。

■補助対象要件

　以下の要件をすべて満たす必要があります。

　　　・申請者（補助対象者）に町税の滞納がないこと

　　　・申請者（補助対象者）が住宅の所有者または2親等以内の親族であること

・補助対象の住宅が違法建築物でないこと

・補助対象の住宅が昭和56年5月31日以前着工であること

・簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と判定されたもの、または一般財団法人日本建築防災協会の定めた一般診断法もしくは精密診断法によって耐震基準に満たないと判定されたもの

・「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」に加入しているまたは加入見込みであること

■補助額

補助対象経費の2/3、ただし上限20万円（戸建住宅の場合）

■その他留意事項

　　　・**交付決定通知前の契約は補助対象外となります。**

　　　・交付決定通知後に事業内容等の変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

　　　・単一年度内（翌年3月31日まで）に交付金受領までの全ての手続きを完了させる必要があります。

住宅耐震改修工事費補助事業（ひょうご住まいの耐震化促進事業）

　「簡易耐震診断」の結果、「危険（総合評点0.7未満）」「やや危険（総合評点0.7以上1.0未満）」と判定された耐震性の低い住宅を、耐震性の高い住宅へ改修する工事費の一部を助成します。

　■補助対象要件

　　以下の要件をすべて満たす必要があります。

　　　・「住宅耐震改修計画策定費補助」を受けていること

　　　・申請者の所得が12,000,000円（給与収入のみのときは、給与収入が13,950,000円）以下であること

　　　・申請者に町税の滞納がないこと

　　　・申請者が住宅の所有者または2親等以内の親族であること

　　　・「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」に加入しているまたは加入見込みであること

・対象の住宅が違法建築物でないもの

・対象の住宅が昭和56年5月31日以前着工であるもの

・対象の住宅が簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と判定されたもの、または一般財団法人日本建築防災協会の定めた一般診断法もしくは精密診断法によって耐震基準に満たないと判定されたもの

・「兵庫県住宅改修業者登録制度」の登録を受けた事業者による施工であること

　■補助額

　　《戸建住宅の場合》

　　補助対象経費の4/5、ただし上限100万円　＋　上乗せ補助額（※）　最大30万円

　　※　上乗せ補助について

町内業者施工の場合　・・・　補助対象経費の1/10、ただし上限30万円

町外業者施工の場合　・・・　補助対象経費の1/20、ただし上限15万円

■その他留意事項

　　　・**交付決定通知前の契約は補助対象外となります。**

　　　・交付決定通知後に事業内容等の変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

　　　・単一年度内（翌年3月31日まで）に交付金受領までの全ての手続きを完了させる必要があります。

耐震改修計画・工事費パッケージ型補助事業（ひょうご住まいの耐震化促進事業）

　通常、「耐震改修計画策定費補助」と「耐震改修工事費補助」は個別に補助を受ける必要がありますが、一度にまとめて申請することができます。

　そのためには、計画策定および改修工事を施工する各事業者が、一つの事業者グループとして県へ登録することが条件です。

■補助対象要件

　　以下の要件をすべて満たす必要があります。

　　　・申請者（補助対象者）に町税の滞納がないこと

　　　・申請者（補助対象者）が住宅の所有者または2親等以内の親族であること

・補助対象の住宅が違法建築物でないこと

・補助対象の住宅が昭和56年5月31日以前着工であること

・簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と判定されたもの、または一般財団法人日本建築防災協会の定めた一般診断法もしくは精密診断法によって耐震基準に満たないと判定されたもの

・「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」に加入しているまたは加入見込みであること

・**施工する事業者（設計事務所＋施工業者）が、一つの事業者グループとして県へ登録されていること**

■補助額

最大150万円

耐震改修計画策定費補助・・・補助対象経費の2/3、ただし上限20万円（戸建住宅の場合）

耐震改修工事費補助・・・補助対象経費の4/5、ただし上限100万円　＋　上乗せ補助額　最大30万円

※　各補助メニューの詳細に同じ

■その他留意事項

・**交付決定通知前の契約は補助対象外となります。**

・交付決定通知後に事業内容等の変更があった場合は、別途変更申請が必要です。

・単一年度内（翌年3月31日まで）で交付金受領までの全ての手続きを完了させる必要があります。

耐震化事業補助金にかかる代理受領制度

代理受領制度は、申請者（建物所有者）との契約により事業者（耐震改修工事等を実施した者）が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

　これにより、**申請者は工事費等と補助金の差額分のみを支払うだけで良いため、当初の費用負担の軽減**が見込めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 通常の補助金申請の流れ | 代理受領制度を活用した場合 |
| （例）工事費300万円に対し、補助額130万円の場合事業者申請者町①工事費300万円②補助金130万円 | ②補助金130万円170万円①工事費－補助金申請者事業者町 |

《手続きの流れ》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 通常の申請の流れ | 代理受領制度利用に係る追加書類 |
| 申請者 | 補助金交付申請 | ＋　代理受領事前申出書 |
| 　　　　　　　　　　　 |
| 町 | 交付決定通知 | ＋　事前届出確認通知書 |
| 　　　　　　　　　　　 |
| 申請者 | 事業者へ工事費用を支払い**（総額－補助額）** |
| 　　　　　　　　　　　 |
| 申請者（事業者） | 実績報告 | 　＋　代理受領に係る補助事業内訳書提出（＋　口座振替先登録（未登録の場合）） |
| 　　　　　　　　　　　 |
| 町 | 補助額確定通知 |
| 　　　　　　　　　　　 |
| 申請者（事業者） | 補助金請求 | 　＋　代理受領に係る委任状 |
| 　　　　　　　　　　　 |
| 町 | 補助金交付**（町→事業者）** |